

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月11日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小山 静雄
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町17番6号
【電話番号】	03(6823)6011(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 小山 静雄
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町17番6号
【電話番号】	03(6823)6011(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 小山 静雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 250,007,100円 第6回新株予約権 7,564,329円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 757,613,829円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	17,731株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 新規発行株式（以下、「本新株式」という。）の発行は、平成26年3月11日（火）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. なお、当社株式は、平成26年3月31日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の有する株式数を、1株につき100株の割合をもって分割します。株式分割を反映した発行株数は、1,773,100株となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	17,731株	250,007,100	125,003,550
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	17,731株	250,007,100	125,003,550

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は125,003,550円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
14,100	7,050	1株	平成26年3月27日（木）	-	平成26年3月27日（木）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
イー・キャッシュ株式会社 管理部	東京都渋谷区南平台町17番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 神谷町支店	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10,639個(新株予約権1個につき目的となる株式数は5株)
発行価額の総額	7,564,329円
発行価格	新株予約権1個につき711円(新株予約権の目的である株式1株当たり142.2円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年3月27日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	イー・キャッシュ株式会社 管理部 東京都渋谷区南平台町17番6号
払込期日	平成26年3月27日(木)
割当日	平成26年3月27日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店

(注)1. イー・キャッシュ株式会社第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年3月11日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものいたします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものいたします。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元数制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、53,195株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は5株とする。）但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、14,100円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>757,613,829円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年3月28日から平成28年3月27日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所</p> <p>イー・キャッシュ株式会社 管理部 東京都渋谷区南平台町17番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 神谷町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金711円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約

権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行
 当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
4. 株券の不発行
 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
5. 株式の交付方法
 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
6. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,007,620,929	38,750,000	968,870,929

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額250,007,100円に本新株予約権の払込金額の総額7,564,329円及び行使に際して払い込むべき金額750,049,500円の合計額757,613,829円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使による払込みにつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用1,000,000円、アドバイザー報酬（クレアシオン・インベストメント株式会社、住所：東京都港区虎ノ門四丁目3番1号、代表者：代表取締役 朝井隆夫）として31,250,000円、第三者委員会組成費用として2,000,000円、登録免許税3,500,000円、その他諸費用（司法書士報酬、信託報酬等）として1,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
・ 旅行事業・決済代行事業の運転資金	111百万円	平成26年3月～平成27年3月
・ 旅行事業の投資資金	96百万円	平成26年10月～平成26年12月
・ 決済代行事業の投資資金	100百万円	平成26年10月～平成26年12月
・ 借入金の返済	181百万円	平成26年3月～平成27年1月
・ メディカル関連サービス事業の投資資金	480百万円	平成27年1月～平成27年12月

(注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、普通預金にてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。

(注2) 現時点において想定している資金使途の優先順位は、上記、
、
、
の順であります。

(注3) 本新株式の払込金額及び本新株予約権の払込金額による手取金については上記及びの一部に充当いたします。また、本新株予約権の行使による払込金額は上記の一部、
、
に充当いたします。

(注4) 上記投資資金の合計676百万円で投資を企図する会社の現段階で入手した決算書における営業利益の単純合計は約166百万円です。

旅行事業・決済代行事業の運転資金

当社における運転資金として、毎月約45百万円（買掛金支払として30百万円、人件費として5百万円、営業経費として5百万円、上場維持関連費用及び株式事務費用として2百万円、家賃及びその他諸経費等として3百万円）が必要となり、そのうち約9百万円の運転資金が毎月不足することを過去の実績から想定しております。従いまして平成26年3月から平成27年3月までの運転資金として111百万円を充当し、資金繰りの安定化を行います。また、平成27年4月以降の運転資金につきましては、当社事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

旅行事業の投資資金

現在、当社子会社である株式会社アトラスにおいて、独自のオーダーメイド旅行、海外・国内業務渡航の企画販売及び手配業務、及び学術渡航の企画販売及び手配業務を行っておりますが、同社の業績は、平成24年12月期（売上：385,558千円、営業利益：2,998千円、当期純利益：850千円）、平成25年12月期（売上378,029千円、営業損失14,501千円、当期純損失21,725千円）と推移しております。

同社はこれまで、主たるサービスである手作り旅行に注力し、小回りの利くアットホームな旅行手配を心がけることによりリピーターを確保してまいりましたが、同社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローは厳しい状態が続いており、営業人員の雇用や仕入れ資金・広告宣伝費の確保など、営業基盤の整備・拡張がままならない状況であります。

現在同社が提供するサービスの販売に携わる人員は、東京1名、京都5名の合計6名であり、東京地区の営業力強化が喫緊の課題となっております。今回の調達により得た資金を利用して、「ヤフー！トラベル」、「じゃらんnet」、「楽天トラベル」等のインターネット広告サイトに同社の広告を掲載し、東京地区の営業人員を2名増強（当面は決済事業社員が兼務しますのでコスト増はありません）することにより、同社の認知度の向上や、同社サービスの利便性を向上させてまいります。

また、同社が新規顧客を開拓するためには、お客様のニーズに合った商品を充実させることが必要であることから、G S A（General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店）の契約を有する会社のM & Aをファイナンシャルアドバイザーを通して検討しております。その会社は日本での旅行業の登録はありませんが、その会社の事業内容や財務内容、業績、事業計画及び当社がM & Aした場合の事業計画（当社作成）などから総合的に判断してM & A価額を約96百万円と想定（100%の支配権を取得することを想定）しており、今回の調達資金のうち、約96百万円を同M & A資金として使用いたします。M & A価額は当社がその会社をM & Aした場合の事業計画の将来営業利益の3倍程度（3年で投資回収できる水準）にあたり、現検討段階では妥当な水準だと判断しております。今後、本新株予約権の行使が進みM & A資金を確保した段階で、事業的、会計・財務的、法的な買収監査を行いその会社をM & Aすることを精査する予定です。

当社がG S A（General Sales Agency、海外航空会社の日本地区総代理店）の契約を有する会社を取得することにより、当社子会社である株式会社アトラスは、パッケージ旅行の主催会社にそのG S Aが扱う海外航空会社の航

空券の卸売業を行う事が可能となります。また、株式会社アトラスがそのG S Aが扱う海外航空会社の航空券の予約販売が可能となり、より廉価な旅行商品の提供が可能となります。

以上の、施策を実行することにより、新規顧客やリピーターを増やし、安定した収益基盤を構築してまいります。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M & Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM & Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM & A候補先を探し、そのM & A資金として充てたいいたします。また、支出予定時期までにM & Aが完了しなかった場合、またはM & Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

決済代行業の投資資金

平成26年度の決済代行市場は、約10兆2,820億円と推定されており、スマートフォンの普及により、スマートフォンを経由した購買が増加するなど、EC（電子商取引）市場の拡大を背景に、平成28年度には、約12兆6,040億円まで成長する見込みです。（株式会社矢野経済研究所推計）

また、クレジットカード業界においても、クレジットカードショッピングが好調に推移する中、インターネット購買をはじめ、公共料金・公金や家賃・医療など生活に密着した支払い分野など非対面でのクレジットカード利用が浸透し、今後もクレジットカードの利用が拡大すると当社は見込んでおります。

このような市場環境において、決済代行業者間の競争は激化しており、新規顧客を獲得するためには、加盟店及び決済サービスを利用するユーザーのニーズを汲み取り、利便性が高く、安心して利用できる決済サービスを展開していくことが求められます。

現在当社では、電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供並びにクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行を行う決済代行業業を行っておりますが、平成24年3月期において、売上高12,272千円、営業利益4,379千円、平成25年3月期において、売上高12,826千円、営業損失1,147千円と推移しており、安定的な収益を計上するには至っておりません。売上が微増しましたが営業損失となりましたのは人員を増強したためです。

当社の現在の業績や財務内容では、クレジットカード会社から十分な与信が得られず、他社より不利な条件での営業を強いられるだけでなく、加盟店及び決済サービスを利用するユーザーに対して、クレジットカード決済以外のサービス（コンビニ収納・電子マネー・Pay-easy・代引・口座振替・キャリア決済・ネット銀行決済等）を提供することができず、新規顧客獲得や事業拡大の障害となっております。

今後、当社が新規顧客を獲得し、業績を拡大していくためには、既にクレジットカード会社から十分な与信を得て、加盟店を多数抱える企業・各決済事業者・ECサイト構築支援事業者などとの相互に利益享受可能な業務提携及びM & Aにより、効率的な加盟店獲得を進めることが、近道であると判断しております。

現在、当社は口座振替サービスや電子マネー・コンビニ決済サービスを行う会社のM & Aを検討しております。候補となる会社グループとは直接交渉を行っております。その会社グループは複数の会社から構成されており、現時点では設立間もない会社と債務超過状態の会社であります。その会社グループの事業、公開会社である当社がM & Aすることによる信用力の向上、当社との協業による相乗効果などを勘案した事業計画（当社作成）から想定される将来営業利益水準を下回る水準（1年で投資回収できる水準）である約100百万円をM & A価額として想定（100%の支配権を取得することを想定）しております。平成26年末までにはまとまる見込みで交渉を行っており、今回の調達資金のうち、約100百万円を同M & A資金として使用いたします。

具体的には、本新株予約権の行使が進みM & A資金を確保した段階で、M & Aに係る事業的、財務・会計的、法的な買収監査に着手し、その会社グループを精査したうえでM & Aを完了させる予定です。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M & Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM & Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM & A候補先を探し、そのM & A資金として充てたいいたします。また、支出予定時期までにM & Aが完了しなかった場合、またはM & Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

借入金の返済

合同会社エージェンシー（住所：東京都中央区築地三丁目1番10号、代表者：代表社員 武内秀之）に対する以下の借入金を返済いたします。

資金使途	借入日	返済期日	当初借入額	返済額 支払金利額	借入残高	金利
運転資金	平成24年11月13日*	平成25年11月12日 (覚書締結後延長) 平成26年11月12日	50,000千円	0千円 2,267千円	50,000千円	3.5%
運転資金	平成24年11月20日	平成25年4月24日	20,000千円	20,000千円 299千円	0千円	3.5%
運転資金	平成25年2月8日	平成26年2月7日	48,000千円	0千円 1,776千円	48,000千円	3.5%
運転資金	平成25年5月15日	平成26年5月14日	3,000千円	0千円 78千円	3,000千円	3.5%
運転資金	平成25年6月14日	平成26年6月13日	20,000千円	0千円 498千円	20,000千円	3.5%
運転資金	平成25年8月19日	平成26年8月18日	14,000千円	0千円 260千円	14,000千円	3.5%
運転資金	平成25年9月18日	平成26年9月17日	2,500千円	0千円 43千円	2,500千円	3.5%
運転資金	平成25年9月30日	平成26年9月29日	5,500千円	0千円 80千円	5,500千円	3.5%
運転資金	平成25年10月21日	平成26年10月20日	8,000千円	0千円 115千円	8,000千円	3.5%
運転資金	平成25年10月30日	平成26年10月29日	3,500千円	0千円 40千円	3,500千円	3.5%
運転資金	平成25年11月19日	平成26年11月18日	8,500千円	0千円 83千円	8,500千円	3.5%
運転資金	平成25年12月20日	平成26年12月19日	10,000千円	0千円 68千円	10,000千円	3.5%
運転資金	平成26年1月24日	平成27年1月23日	8,000千円	0千円 45千円	8,000千円	3.5%
			201,000千円	20,000千円 5,657千円	181,000千円	

* 当社の自己株式6,460株に質権が設定されています。

メディカル関連サービス事業の投資資金

当社が成長するために、既存事業に加え新たな収益の柱として位置付けているメディカル関連サービス事業（市場）は、従前から行っている事業領域であり、いったん完全撤退いたしました。高齢化社会の到来や食生活の変化、また関係法施行などの環境変化を背景とし、大きく変貌を遂げようとしています。それに伴い、より安定した治療や早期治療・治癒及び医療事故防止などに結びつけるべく、医療関連技術の高度化や、医療機器及び医療材料の安全化、高品質化に向け、医療分野のIT化が求められています。

このような社会的にも重要性を増している分野において、長年培った当社のRFID技術が活かせる分野があると判断し、当社の新規成長事業分野の1つとして展開してまいります。

具体的には、医療分野に特化したRFIDシステム開発会社への出資を予定しております。同社は設立十数年の会社であり、現在Oakキャピタル株式会社を通して検討を進めておりますが、本新株予約権の払込が完了次第、同社の事業的、財務・会計的、法的な買収監査に着手し、同社を精査し、平成28年3月期第3四半期末までに、M&Aを完了させ新規成長市場に参入し、将来的に決済代行事業及び旅行事業に続く、当社のコア事業の一つに成長させてまいります。現時点での同社の財務内容、事業、業績、同社作成の事業計画などから総合的に勘案しM&A価額は同社の将来営業利益の3倍程度（3年で投資回収できる水準）の約470百万円と想定しており、現段階では妥当な水準だと判断しております。なお、投資を予定している480百万円のうち、買収監査費用として10百万円、M&A資金として約470百万円を使用する予定であります。このM&Aは100%の支配権を取得することを想定しております。

せんが同社は当社の連結子会社になることが現段階では見込まれ、今後の同社の事業的、財務・会計的、法的な買収監査の結果によりますが、平成29年3月期に約200百万円の営業利益の寄与を現段階では見込んでおります。

但し、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画通り進まない場合、M & Aの完了が遅れる可能性があります。なお、現在検討しているM & Aが不成立となった場合は、Oakキャピタル株式会社を持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別のM & A候補先を探し、そのM & A資金として充当いたします。また、支出予定時期までにM & Aが完了しなかった場合、またはM & Aを決定した場合は、その旨を開示いたします。

資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2)手取金の使途 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の既存事業の強化と成長戦略に基づく新事業分野での事業展開を通じた、収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(750,049,500円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともにメディカル分野の新規事業縮小や別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本新株式及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、(1)「4 [新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)] (1) [募集の条件] 欄外(注)2」に記載の「総数引受契約」の締結日から6か月間、ロックアップ対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行(ただし、株式分割は含まない。)もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。)またはこれに関する公表を行わない。(2)(1)に記載の「総数引受契約」の締結日から6か月が経過した日以降、さらに6か月間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株式の発行価額と本新株予約権の行使価額のいずれか低い価額を下回る価額での本追加新株式発行等またはこれに関する公表を行わない。

なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタル株式会社が保有する当社株式(本新株予約権の行使の結果としてOakキャピタル株式会社が保有することとなった株式を含む。)及び本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅する旨の合意をしております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいいます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	O a kキャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第152期 (自平成24年4月1日至平成25年3月31日) 平成25年6月25日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第1四半期 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日) 平成25年8月8日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第2四半期 (自平成25年7月1日至平成25年9月30日) 平成25年11月7日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第153期第3四半期 (自平成25年10月1日至平成25年12月31日) 平成26年2月7日 関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

割当予定先のO a kキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を行っております。同社は新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、確実な実績を上げております。

当社は、当社代表取締役の小山静雄の知人より紹介を受けた、ファイナンシャルアドバイザーであるクレアシオン・インベストメント株式会社より、O a kキャピタル株式会社の紹介を受け、同社に対して当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、支援して頂くことになりました。その後、O a kキャピタル株式会社より平成26年3月末までに実施する必要性や当社の株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として本新株式及び本新株予約権の方式の提案を受け、協議いたしました。この内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株式

O a k キャピタル株式会社に割り当てる株式の総数は17,731株であります。

本新株予約権

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は53,195株であります。

e．株券等の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社とO a k キャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成26年1月29日に行った当社と同社との協議の中で、同社は、当社に対して、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、当社は、同社から、本新株式の割当日（平成26年3月27日）より2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

また、本新株予約権につきましては、同社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成26年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株式及び本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件の算定根拠

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先と協議のうえ、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年3月10日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値と同額の14,100円といたしました。

当該発行価額は、本新株式に係る取締役会決議日の直前1か月間の終値平均値13,707円に対する乖離率は+2.87%、同直前3か月間の終値平均値15,496円に対する乖離率は9.01%、同直前6か月間の終値平均値14,025円に対する乖離率は+0.53%であります。

本新株式の発行価額の決定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、平成26年2月12日に平成26年3月期第3四半期決算短信を発表いたしました。直近の当社業績の動向並びに当該決算短信発表後の株式市況全般の動向及び当社株式の株価動向から直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと判断したためであります。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）にも準拠していることから、当社取締役会は、特に有利な発行価額には該当せず適正であると判断いたしました。

本日開催の当社取締役会にて監査役4名(全員社外監査役)が、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠しているとともに、取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に発行価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しており、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すために第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(住所:東京都港区東麻布1-7-7、代表者:小幡治)に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼いたしました。同社は割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成26年3月10日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0.00%)、割引率(リスクフリーレート0.1%)、ボラティリティ(97.1%)、本新株予約権に付された180%コールオプション条項(当該条項の詳細は、前記「第一部[証券情報]第1[募集要項]4[新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)](2)[新株予約権の内容等]表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高(5.0%))等について一定の前提を置いて、権利行使期間(平成26年3月28日から平成28年3月27日まで)その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の公正価値を711円(1株当たり142.2円)と算定いたしました。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金711円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成26年3月10日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の14,100円といたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役4名(全員社外監査役)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は17,731株(議決権の数は17,731個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は53,195株(議決権の数は53,195個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は70,926株(議決権の数は70,926個)となり、平成26年3月11日現在の当社の発行済株式総数65,237株(議決権の数は58,777個)に対して108.72%(議決権の総数に対する割合は120.67%)となることから大幅な希薄化につながるようになります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達につきましては、債務超過を解消し、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであること。当社株式の過去1年間の1日当たりの平均売買出来高は1,039株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株式及び本新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式数は70,926株であり、本新株予約権の行使期間である2年間で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は145株となり、上記1日当たりの平均売買出来高の13.96%となることから、発行した株式の市場での消化は可能であると考えられること。発行する株式の希薄化の規模から流通市場における当社株式の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、割当予定先であるOak Capital株式会社の当社株式の保有方針は、当社の株式価値の向上を目指した純投資であるものの、可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を頂いていること及び

上記に記載のとおり当社株式は一定の流動性を有していることから当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられることから、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式により発行される株式の総数17,731株及び本新株予約権の目的である株式の総数53,195株を合わせた70,926株に係る割当議決権数は70,926個となり、当社の総議決権数58,777個(平成26年3月11日現在)に占める割合が120.67%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となること及びOakキャピタル株式会社は本新株式の発行により筆頭株主となり、本新株式発行数に本新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の54.68%を占める支配株主となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

新規発行株式増資後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	-	-	17,731	23.18%
玉川 昌範	石川県金沢市	5,000	8.51%	5,000	6.54%
小山 静雄	東京都渋谷区	4,440	7.55%	4,440	5.80%
スガキコシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目16番2号	2,500	4.25%	2,500	3.27%
高田 隆右	静岡県静岡市葵区	2,500	4.25%	2,500	3.27%
大城 順子	東京都世田谷区	2,168	3.69%	2,168	2.83%
株式会社北栄	沖縄県那覇市首里赤平町2丁目4-2F	1,944	3.31%	1,944	2.54%
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	1,796	3.06%	1,796	2.35%
榎 淳一郎	神奈川県横浜市南区	1,739	2.96%	1,739	2.27%
中田 紀男	東京都中野区	1,562	2.66%	1,562	2.04%
計		23,649	40.24%	41,380	54.09%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年1月21日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年1月21日現在の発行済株式総数に、本新株式により発行される株式の数17,731株を加えた株式数によって算出しております。

新規発行株式増資後、新規発行新株予約権（第6回新株予約権）行使後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	-	-	70,926	54.68%
玉川 昌範	石川県金沢市	5,000	8.51%	5,000	3.85%
小山 静雄	東京都渋谷区	4,440	7.55%	4,440	3.42%
スガキコシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目16番2号	2,500	4.25%	2,500	1.93%
高田 隆右	静岡県静岡市葵区	2,500	4.25%	2,500	1.93%
大城 順子	東京都世田谷区	2,168	3.69%	2,168	1.67%
株式会社北栄	沖縄県那覇市首里赤平町2丁目4-2F	1,944	3.31%	1,944	1.50%
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	1,796	3.06%	1,796	1.38%
榎 淳一郎	神奈川県横浜市南区	1,739	2.96%	1,739	1.34%
中田 紀男	東京都中野区	1,562	2.66%	1,562	1.20%
計		23,649	40.24%	94,575	72.92%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年1月21日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年1月21日現在の発行済株式総数に、本新株により発行される株式の数17,731株及び本新株予約権の目的となる株式の数53,195株を加えた株式数によって算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

財務基盤の強化

当社は、平成25年3月期において債務超過となり、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」第603条第1項第3号（債務超過）に該当したことから、猶予期間入り銘柄となっております。

この度の資金調達目的は、債務超過の解消、及び事業の再生を図るための確固たる財務基盤の構築です。また、本新株及び本新株予約権の総額10億円を引受けるOakキャピタル株式会社が持つ投資先企業の企業価値向上に向けた施策の実績と経験を、当社の成長戦略に活用してまいります。

当社は、平成19年3月の上場以来、RFID技術を応用した新規事業の企画立案及び実行サービス（RFID事業）に加え、電子商取引を行うEC事業者に対するクレジットカード決済処理サービスの提供及びクレジットカード決済に関わるクレジットカード会社との加盟店契約代行及び売上代金の収納代行（決済代行事業）を中心とした、積み上がり型収益モデル事業の構築のほか、医療・環境分野へのマーケティング支援サービス並びに携帯サイト専用アクセス解析サービスなどを提供してまいりました。

また、現在の当社のコア事業である決済代行事業とシナジー効果のある事業を展開する目的で、平成25年2月8日付けで、株式会社アトラスの全株式を取得し、100%子会社化いたしました。株式会社アトラスは、オーダーメイドの旅行を中心に、海外・国内業務渡航や学術渡航の企画販売及び手配業務を営んでおります。株式会社アトラスの業績は、平成24年12月期（売上：385,558千円、営業利益：2,998千円、当期純利益：850千円）、平成25年12月期（売上378,029千円、営業損失14,501千円、当期純損失21,725千円）と推移しております。

こうした経緯の元、当社は安定した収益基盤の構築を図るべく取り組んでまいりましたが、当社が計画したRFIDに関するハードウェア、ソフトウェア等の開発請負業務（売り切り型）から積み上がり収益モデル（サービス提供型）への転換が進まなかったこと、及びM&Aにより新たに事業展開した医療・環境分野・マーケティング分野の事業において、当社が期待していたほどの収益を計上することができなかったことから、平成25年3月期まで5期連続

の営業損失、経常損失を計上し、平成25年3月期第2四半期末において債務超過となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が生じております。

この度の資金調達により、下記施策を実行して経営の安定と将来の成長を実現してまいります。

債務超過解消のための資本増強

当社は、当第3四半期末で、140,131千円の債務超過となっております。この度の資金調達により債務超過を解消して上場廃止を回避いたします。

財務体質を強化

当社は、財務基盤を確実なものにし、今後進めて行く経営計画並びに事業計画を推進し、企業価値の向上を目指します。

既存事業の収益基盤強化

a 決済代行サービスを中核とした自社サービスの拡大戦略

従来から安定的に売上を計上している決済代行サービスを中核として、公共料金や、家賃、保険料、割賦販売の分割支払いほか、生活に密着し、かつ毎月の月額サービスが見込まれる自動口座振替、及びコンビニ決済の分野、また、新たな決済支払いの分野の開拓に努めて、店舗カード決済、電子マネー決済等の新機能の付加を行い、本事業の拡大を図ります。

b 子会社による旅行事業サービスの拡充

インターネット広告サイトを利用することにより、当社独自のオーダーメイド旅行、海外・国内業務渡航の企画販売及び手配業務、及び学術渡航の企画販売及び手配業務を強化してまいります。また、旅行業第一種免許を取得することにより、購買力が強化され、お客様のニーズに合った商品を充実させるとともに、より廉価でのサービス提供が可能となります。新規顧客やリピーターを増やし、安定した収益基盤を構築してまいります。

c 決済代行と旅行事業の相互連携

子会社である株式会社アトラスが企画提供する旅行サービスや損害保険事業のWeb決済機能など、当社の決済代行システムやサービス運用のノウハウを同業他社へ提供・活用の展開してまいります。

新規事業の展開

当社が成長するために、既存事業に加え新たな収益の柱として、当社のRFID技術を活かし、IT化する医療分野でメディカル関連サービス事業等を新規事業分野の1つとして展開してまいります。また、Oakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用して新規事業の展開に活かしてまいります。

当社が安定的な事業活動を実施するためには、上記のような取り組みにより、既存事業である決済代行業・旅行事業の黒字化を図るとともに、新規事業を成長軌道にのせ、新たな収益基盤を築くことが重要であります。しかしながら当社の手元資金だけでは、これらを実現することが困難であり、債務超過である状況では、取引先から十分な与信が得られず、決済代行業を拡大する上で大きな障害となっております。

以上により、債務超過を解消し、今後の成長基盤の確立と企業価値の向上を図るため、当社及び株式会社アトラスに対する投資資金、運転資金、及び新規事業開始のための資金を確保する目的で、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の募集を行うことといたしました。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、債務超過の状況にある当社の状況や資金調達の目的に理解を頂きました割当予定先との協議により、決定いたしました。

本新株式の発行に加えて本新株予約権が全て行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して108.72%、発行前の議決権総数に対して120.67%希薄化することとなります。しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達は、平成26年3月末までに債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、財務体質を強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、債務超過の状況にある当社の状況では、引き受けていただける投資家を募ることは困難であり実現可能性は低いと考えられること、また、上場廃止を回避するには平成26年3月末までに債務超過を解消する必要があることから時間的な制約を考慮すると現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、債務超過解消のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

本新株式の発行による調達額250百万円と本新株予約権の発行による調達額757百万円（すべて行使された場合）の割合については、喫緊の課題である債務超過解消に必要な資金を本新株式による調達とし、既存事業のてこ入れ、及び新規事業の着手予定に沿った資金を主に新株予約権による調達としております。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

本新株予約権は、発行当初から行使価額は14,100円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から53,195株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

本新株予約権には、前記 第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] 4 [新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）] (2) [新株予約権の内容等] 表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額にて取得することができます。

本新株予約権には、前記 第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] 4 [新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）] (2) [新株予約権の内容等] 表中「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

（ファーストリフューザル）

総数引受契約書の締結日（平成26年3月27日締結予定）から2年間、当社が株式、発行会社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券（新株予約権又は新株予約権付社債及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）を発行もしくは交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。）（但し、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを付与する目的のものを除く、及び既発行の第4回新株予約権の行使による株式の発行は除く。）をしようとする場合には、Oakキャピタル株式会社において、所定の手続に従い、その引受の優先権を有するものとする。なお、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権が存在しなくなった時点で、かかる優先権は消滅するものとする。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記

の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は14,100円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から53,195株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから払込みの確実性が極めて高いと考えることができること

割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に従っており、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること

本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

本新株予約権には、前記 第一部〔証券情報〕 第1〔募集要項〕 4〔新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）〕 (2)〔新株予約権の内容等〕 表中「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額にて取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

<デメリットとなる要素>

本新株式の発行に加えて本新株予約権の行使が進んだ場合、70,926株（本新株式の発行17,731株、本新株予約権の全てが行使価額14,100円で行使された場合に53,195株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使請求期間である、平成26年3月28日から平成28年3月27日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること

既存の株主の皆様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様が利益が高まるものと認識しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本新株式により発行される株式の総数17,731株及び本新株予約権の目的である株式の総数53,195株を合わせた70,926株に係る割当議決権数は70,926個となり、当社の総議決権数58,777個（平成26年3月11日現在）に占める割合が120.67%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となること及びOakキャピタル株式会社は本新株式の発行により筆頭株主となり、本新株式発行数に本新株予約権が全て行使された場合の株式発行数を加算すると、同社は、発行後の総議決権数の54.68%を占める大株主となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が120.67%となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、資金調達の目的の一つである平成26年3月末までに債務超過の状態を解消する必要があり、「株主総会の決議などによる株主の意思確認」を取るには時間的な制約があることから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、当社と利害関係がない弁護士である熊谷貴之氏（熊谷・田中・津田法律事務所 住所：東京都港区赤坂3丁目21番20号）、当社と利害関係がない公認会計士である橋本誠志氏（パークサイド公認会計士税理士事務所 住所：東京都新宿区新宿4丁目3番15号）、同じく当社と利害関係がない公認会計士である滝ヶ崎裕二氏（滝ヶ崎公認会計士事務所 住所：東京都港区恵比寿南）による委員会（以下、「第三者委員会」という。）を組成し、本新株式及び本新株予約権の発行を実施することについてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当該第三者委員会が意見書を作成するに当たっては、当社から提出した資料及び情報に従い、必要に応じて、当社取締役、監査役、また、割当予定先その他の関係者に対する質疑応答を行い、当該第三者委員会が適切と判断する方法に従って意見書が作成されております。

以上の経緯により、発行決議日である平成26年3月11日に、第三者委員会より当社の取締役会に対して、今回の本新株式及び本新株予約権の募集に係る資金調達の必要性及び相当性、調達方法の相当性、発行条件の内容その他の事項の相当性は認められると判断する旨の意見を得ております。

なお、当該第三者委員会の意見の内容及び根拠・理由の概要は以下の通りです。

資金調達の必要性及び相当性

本新株式及び本新株予約権の発行による全体としての資金調達の必要性及び各資金使途の必要性及び相当性については、債務超過を解消することに加え、財務基盤を安定させ、事業上の収益体質を確立することを目的とすることについて全体としての資金調達の必要性は認められ、また、各資金使途及び調達金額についてもその具体性及び合理性が認められることから、その必要性及び相当性は認められます。

調達方法の相当性

第三者割当による増資を選択した理由については、債務超過の状態であること、元利金の返済が営業キャッシュ・フローと比して過大であることから間接金融ではなく直接金融を選択することに合理性は認められます。また、公募や株主割当といった方法によっては、迅速かつ確実な資金調達が急務である貴社の現況には合致しないことからその選択は合理的な判断であると認められます。次に、新株式と新株予約権の並行募集することに関しては、新株式による資金調達については債務超過の回避するための緊急の資金であり、その合理性が認められ、新株予約権については、希薄化が急激に生じないことや資金需要の発生時期及び規模に応じて、段階的に資金を調達することができるなど、既存株主にとってのメリットが認められる反面、不確実性は低いものと認められるものの資金調達の不確実性は残るが、他の方法との比較という観点においてもその相当性は認められます。

発行条件の相当性

本新株式の発行価額については、市場株価が、原則として、貴社の株式価値を適正に反映しているものといえることから、かかる市場株価を参照することには合理性が認められるとともに、貴社のプレスリリースその他の開示情報及び市場全体の株価動向に鑑みても、貴社の株価に異常又は恣意的な変動があると見受けられず、直近株価を参照することが不合理であると考えべき根拠となる事実はありません。本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーにおいて一定の前提を置いたうえで、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しています。かかる算定は、前提とする事実関係における誤りはなく、また、かかる前提に基づく算定内容も一般的な手法であり、いずれに関しても、特段の不合理な点は見受けられないため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認めることができます。

割当予定先の選定の相当性

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する投資会社であり、豊富な投資実績を有するとともに、企業投資に付随して、成長戦略の策定や営業支援などを行うなど、投資先企業の企業価値向上のための総合的な支援体制を有しています。割当予定先における貴社に対する投資方針は純投資であり、株価が上昇した場合には、順次売却を進め、株式の長期保有又は経営参加若しくは企業支配の意思はないことに加え、貴社の資金需要に応じた新株予約権の行使が見込まれ（株価が行使価額に満たない場合であっても妥当な資金用途であると判断できる場合は行使を実施した実績がある）、払込資金に関する問題もないことから、かかる割当予定先の保有方針及び投資方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても（上記の保有・売却方針から、結果として50%等の保有比率となることは想定していません。）、相当なものであると認めことができます。

その他の重要事項

上記の意見は、貴社作成の資金計画及び事業計画並びに貴社から提出を受けた資料及び貴社からの説明に依拠して作成しており、当職らにおいて独自の調査を行ったものではなく、これらの資料及び情報が、いずれも真実かつ正確であることを前提としています。

また、当職らは、上記取得予定の企業その他の関係者に対する面談、直接の照会等を行っていないため、本書においては、かかる協議・交渉その他の案件としての進捗度合いについて、貴社からの説明が真実かつ正確であることを依拠し、かつ、これを前提としています。

なお、本増資に伴う資金及び事業の計画については、貴社代表取締役との面談を通じて詳細に亘る説明を受けた後、当該説明に基づき、各取締役に対する面談を行うことにより、貴社取締役会として承諾された正規の内容であることを確認しています。

以上の検討及び対応策並びに第三者委員会の意見内容を踏まえ、当社取締役会は本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び第24期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成26年3月11日）までの間に新たに生じた事業等のリスクは以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の提出日（平成26年3月11日）現在においてもその判断に変更はありません。

4 [事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク等ならびに投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、平成26年3月11日現在において、当社が判断したものであります。

(10) 新株式の発行及び第6回新株予約権の割当予定先について

平成26年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式等の保有方針は純投資であり、新株式及び第6回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、対応可能な限り市場に配慮しつつ市場動向を見ながら適時適切に当社株式を売却する方針である旨確認しております。よって、今後において当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと考えておりますが、割当予定先が当社株式を長期間保有し続けた場合は、当社経営への関与や当社の経営体制に影響を与える可能性があります。

(11) 資金調達について

平成26年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行を行うことを決議し、資金調達を行うこととしておりますが、第6回新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社の経営戦略の遂行に支障をきたす可能性があります。

(12) 株式価値の希薄化について

平成26年3月11日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式及び第6回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の平成26年3月11日現在の発行済株式総数は65,237株であり、新株式及び第6回新株予約権の行使により、それぞれ17,731株（議決権の個数17,731個）及び53,195株（議決権の個数53,195個）の合計70,926株（議決権の個数70,926個）の新株式が発行されることになり、平成26年3月11日現在の当社の発行済普通株式総数65,237株（議決権の数は58,777個）に対して108.72%（議決権の総数に対する割合は120.67%）の希薄化率となることから、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、また株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、今回の資金調達により債務超過を解消するとともに新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

平成25年7月3日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成25年6月28日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、武内秀之、山村友幸を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、前迫輝子を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
武内 秀之	28,169	105	3,269		可決（89.3%）
山村 友幸	28,169	105	3,269		可決（89.3%）
第2号議案				（注）	
前迫 輝子	28,242	95	3,269		可決（89.4%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第23期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年8月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失及び四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成26年1月24日開催の取締役会において、平成26年3月31日を基準日として同日最終の株主名簿に記録された株主の有する株式数を、1株につき100株の割合をもって分割する決議をした。当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 笥 悦 生 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成25年6月14日に合同会社エージェンシーと20,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、同日付で20,000千円の借入れを実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・キャッシュ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、財務報告に係る内部統制の評価について、一部の子会社を当連結会計年度2月に取得しており、取得日から連結会計年度末日までの期間が短く、経理及び財務の知識・経験を有した者を当該子会社に係る内部統制の評価手続に従事させることが困難であったことにより、重要な評価手続が実施できなかったことから、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないとしている。当監査法人は、会社が評価手続を実施出来なかったことから、重要な監査手続が実施できなかったことにより、イー・キャッシュ株式会社の平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

意見不表明

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、イー・キャッシュ株式会社の平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成25年6月14日に合同会社エージェンシーと20,000千円の金銭消費貸借契約を締結し、同日付で20,000千円の借入れを実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。